



## 2023年度第5回食・消費者委員会を開催しました！

千葉県生協連では、毎年千葉県が食品衛生法に基づき策定する食品衛生監視指導計画(案)へ、意見を提出しています。今年度も事前学習として、2月15日開催の2023年度第5回食・消費者委員会において、千葉県健康福祉部衛生指導課 食品衛生監視班 班長 吉野 学さん、主査 小野寺 功さんから「令和6年度千葉県食品衛生監視指導計画(案)」と令和5年度の実施状況についてご説明いただきました。講師を含み、9人が参加しました。

■初めに、令和5年度計画からの主な変更点（外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供、イベント等における食品の取扱いに係る事項）と各計画事項について説明いただきました。

中でも、現在注力している外食・中食における食物アレルギーに関する表示への飲食店での対応について「アレルギーは命にかかわる問題なので、飲食店でもわかりやすく情報提供するよう働きかけている。表示は所管部局が分かれていることもあり、衛生事項以外の表示、品質事項などに関する表示については、関係する庁内部局や保健所と連携しながら対応している」との説明でした。

■その後、道の駅の従事者向けの食衛法改正についての講習会実施状況、飲食店への立ち入り検査時の確認のポイント、キッチンカーの屋号や経営者・所在地の表示について(店舗と同様の扱い。食品表示法の範疇では表示義務無し。体調不良の場合は保健所に申し出る)、リスクコミュニケーション、行事開催届出が必要な大規模イベント時の衛生管理などについて、意見交換をおこないました。特にイベントに関しては「大規模イベントの定義は特になく、千葉県では独自に、自治会のお祭りや学際などの一般の方達の企画を想定した任意の行事開催届出を用意している。行事開催届は保健所が食品安全に詳しくない一般の方達に直接アプローチできるきっかけとなり、結果的に食中毒予防の水際対策としてのウエイトが一番高い」とのことでした。

■最後に吉野班長は「肉の生食など、消費者が『これは食べると危ない』という意識を持つと、事業者も提供しなくなります。皆さんも食品の安全について学んだことをぜひ、まずはロコミから広めていただければと思います」と締めくくられました。



講師：吉野さん



講師：小野寺さん

